

# 独立行政法人国立病院機構 第4期中期計画(案)の概要

平成31年1月31日

独立行政法人



国立病院機構

我が国では、少子高齢化が急速に進み、2025年にはいわゆる団塊の世代が75歳以上となる超高齢社会を迎える中で、国は医療、介護、予防等が切れ目なく提供できる地域での体制(地域包括ケアシステム)づくりを推進している。また、2025年に目指すべき医療提供体制の実現については、各都道府県で地域医療構想を策定するとともに、地域医療構想調整会議において検討が進められている。

国立病院機構の独立行政法人化後のこれまでの歩みを捉えると、新たな法人として歩みを始めた第一期中期計画期間を「創成期」、法人の自主性・自立性を発揮して様々な経営効率化に取り組み成果を上げた第二期中期計画期間を「成長期」、組織体制や投資方針等の見直しを図った第三期中期計画期間を「調整期」と形容できるが、2019年度から2023年度までの次期中期計画期間を「変革期」と位置づけ、2040年をも視野に入れた業務運営を行うこととする。

国立病院機構では、全国的な病院ネットワークを活用しながら、診療・臨床研究・教育研修を一体的に提供してきたこれまでの業務実績を踏まえ、引き続き、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療や、災害等の国の危機管理に際して求められる医療などを着実に実施する。

加えて、今後は、国立病院機構が有する人的・物的資源を地域で最大限活かしながら、地域包括ケアシステムの構築や地域医療構想の実現に向け、地域における医療機能分化及び連携に対応し、地域の医療需要の変化への自主的な適応(病院が実施したい医療から地域に求められる医療への転換)や、拡大する介護・福祉ニーズに対応するための在宅医療との連携等(「治す医療」から「治し、生活を支える医療」への転換)により引き続き地域医療に貢献する。

あわせて、医療の提供を支えるための臨床研究や人材育成のための教育研修を実施し、我が国の医療政策の実施や医療水準の向上に寄与する。

また、こうした取組を支えるため、国立病院機構の果たすべき役割・業務実績を反映した機動性・柔軟性のある運営への見直しを進めるとともに、特に経営面では、近年の厳しい医療経営環境の中、法人全体として経営の持続的な健全性が保たれるよう経営改善に向けた不断の取組を進めていく。

## 1 診療事業 — (1)医療の提供

中期目標の内容	中期計画の内容
<p>患者のニーズを把握し、患者満足度の向上に努めること</p>	<p>患者満足度調査等の結果に基づきPDCAを展開し、患者満足度の向上に努める。 【1-(1)-① 患者の目線に立った医療の提供】</p>
<p>医療安全対策を充実させ医療事故防止に努めるとともに、院内感染対策の標準化にも取り組み、これらの取組の成果について適切に情報発信すること</p>	<p>医療事故報告の収集・分析や病院間での医療安全相互評価の推進等を通じて、医療安全対策の一層の充実を図るとともに、院内感染対策の標準化にも取り組み、これらの取組の成果を医療安全白書の公表などにより適切に情報発信する。 【1-(1)-② 安心・安全な医療の提供】</p>
<p>質の高い医療の提供や医療の標準化のため、引き続き、チーム医療やクリティカルパスの活用を推進するとともに、臨床評価指標の効果的な活用を推進すること</p>	<p>チーム医療やクリティカルパスの活用を推進するとともに、チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等を育成し、その配置を促進する。 蓄積された診療データを活用し臨床評価指標の新規項目の開発・見直しを行うとともに、特に重点的に取り組むべき指標を選定して、臨床評価指標を活用したPDCAサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進する。 【1-(1)-② 質の高い医療の提供】</p>

# 1 診療事業 —(2)地域医療への貢献

中期目標の内容	中期計画の内容
<p>地域医療構想の実現のため、地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、個々の病院について、医療機能、医療需要、経営状況等を総合的に分析した上で、機能転換や再編成等を検討すること</p>	<p>地域医療構想の実現のため、地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、必要に応じて、個々の病院について、医療機能、医療需要、経営状況等を総合的に分析した上で、機能転換や再編成等を検討する。 【1-(2)-① 医療計画等で求められる機能の発揮】</p>
<p>地域の医療機関との連携をさらに進めること</p>	<p>地域連携クリティカルパスや医療機器の共同利用などにより、地域の医療機関との連携をさらに進める。 【1-(2)-① 医療計画等で求められる機能の発揮】</p>
<p>介護施設や福祉施設も含めた入退院時における連携及び退院後の在宅医療支援を含めた支援の強化を図ること</p>	<p>入退院時支援や資産の有効活用などにより、介護・福祉施設との連携強化を図る。 【1-(2)-① 医療計画等で求められる機能の発揮】</p>

# 1 診療事業 —(3)国の医療政策への貢献

## 中期目標の内容

## 中期計画の内容

災害時など国の危機管理に際して求められる医療について、機構のネットワークの最大限の活用と国や地域との連携強化により、①災害対応時の役割の明確化、②災害医療現場等で貢献できる人材の育成、③DMAT事務局の体制強化など国の災害医療体制の維持・発展に貢献、④発災時に必要な医療を確実に提供をすること

- ・災害時など国の危機管理に際して求められる医療について、人材育成、DMAT事務局の体制強化など国の災害医療体制への貢献、発災時に必要な医療を確実に提供する。
- ・国立病院機構のネットワークを活用し、重症心身障(児)者等について患者の特性を踏まえた災害時の広域搬送等に係る検討を進める。  
【1-(3)-① 国の危機管理に際して求められる医療の提供】

セーフティネット分野の医療について、引き続き、我が国の中心的な役割を果たすこと

- ・セーフティネット分野の医療について、引き続き、我が国の中心的な役割を果たす。
- ・神経・筋難病に係る長期の入院療養等の提供及び相談支援の拠点としての機能の向上など他の設置主体では対応困難な難病患者への医療の提供を行う。【1-(3)-② セーフティネット分野の医療の確実な提供】

エイズについて、患者の高齢化等個々の状態に応じて適切に対応できるよう引き続き取組を進めること

エイズについて、患者の高齢化等個々の状態に応じて適切に対応できるよう、必要な人的・物的体制整備の下、引き続き全科対応による診療等の総合的な診療、治験等の臨床研究、医療従事者の人材育成と研修会等の実施など必要な取組を進める。【1-(3)-③ エイズへの取組推進】

国の医療分野における重要政策のモデル的な取組を積極的に実施し、国の医療政策に貢献する。

国の医療分野における重要課題に対応するモデル事業等を積極的に実施する。【1-(3)-④ 重点課題に対応するモデル事業等の実施】

## 2 臨床研究事業

中期目標の内容	中期計画の内容
<p>病院ネットワークを最大限活用した迅速で質の高い治験やEBM推進のための大規模臨床研究により一層取り組むとともに、他の設置主体も含めたこれらの分野に精通する医療従事者の育成等により、我が国の臨床研究及び治験の活性化に貢献すること</p>	<p>病院ネットワークを活用した迅速で質の高い治験やEBM推進のための大規模臨床研究を引き続き実施するとともに、他の設置主体も含めた臨床研究や治験に精通する医療従事者を育成する。 【2-(2) 大規模臨床研究の推進】 【2-(3) 迅速で質の高い治験の推進】</p>
<p>電子カルテデータ等から標準化された診療データを収集・分析するデータベースを引き続き運用し、臨床疫学研究の推進を図ること。併せて、国の医療情報政策に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供に貢献すること</p>	<p>標準化された診療データを収集・分析するデータベースを引き続き運用し、更なる標準化データの収集や規模の拡大に取り組むとともに、国の医療情報政策に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供についても積極的に貢献する。 【2-(1) 診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化】</p>
<p>他の設置主体との連携により、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究を引き続き推進すること</p>	<p>他の設置主体との連携により、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究をより充実させる。 【2-(4) 先進医療技術の臨床導入の推進】</p>
<p>国の医療情報政策のモデル事業を実施するなど、医療のIT化への対応に向けて積極的に貢献すること</p>	<p>国の医療情報政策のモデル事業を実施するなど、医療のIT化への対応に向けて積極的に貢献する。 【2-(4) 先進医療技術の臨床導入の推進】</p>

### 3 教育研修事業

中期目標の内容	中期計画の内容
<p>病院ネットワークを活用し医療従事者を目指す学生に対する卒前教育を含め、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や住民向けの研修を実施し、我が国の医療の質向上に貢献すること</p>	<p>病院ネットワークを活用し、医療従事者を目指す学生に対する卒前教育に貢献しつつ、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や住民向けの研修を実施する。 【3-(2) 地域医療に貢献する研修事業の実施】 【3-(3) 卒前教育の実施】</p>
<p>看護師等養成施設について、地域の医療人材育成やその需要及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえた上で必要に応じて見直しを行うこと</p>	<p>看護師等養成所について、外部有識者を含む第三者によるカリキュラム評価を実施する等、教育の質の向上を図るとともに、地域における医療人材育成やその需要及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえたうえで、必要に応じて見直しを行う。 【3-(1)-② 質の高い看護師等の育成・キャリア支援】</p>
<p>特定行為に係る看護師育成の政策推進に貢献することに加え、チーム医療の推進及びタスク・シフティング、タスク・シェアリングによる医師の負担軽減の観点からも、高度な看護実践能力を持つ看護師の育成を引き続き推進すること</p>	<p>・高度な看護実践能力を持ち、医師など多職種との協働によりチーム医療を提供していくことのできる診療看護師の育成を引き続き推進するとともに、特定行為に係る看護師の研修を外部の医療従事者も含めて適切に実施する。 ・地域の医療動向や医療政策等を踏まえて病院経営に参画できる看護管理者の育成を推進する。 【3-(1)-② 質の高い看護師等の育成・キャリア支援】</p>

## 第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

中期目標の内容	中期計画の内容
法人全体として経営の健全性が保たれるよう、本部機能の見直しなど、理事長がより一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築すること	業務の質を確保しつつ、効率的な業務運営体制となるよう、理事長のリーダーシップが一層組織運営に反映されるための統制環境の充実に努める。 【1-(1) 理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境の充実・強化】
法人の業績等に応じた給与制度を構築すること	法人の業績等に応じた機動性・柔軟性のある給与制度の構築に取り組む。 【1-(2) 職員の業績評価等の適切な実施】
働き方改革を実現するため、職員全体の勤務環境の改善に取り組むこと。また、医師の勤務負担の軽減や労働時間短縮のため、特にタスク・シフティングの推進等国の方針に基づいた取組を着実に実施すること	働き方改革への適切な対応として、タスク・シフティングの推進や労働時間をより確実かつ効果的に把握・管理するための取組を行い、医師の長時間労働の見直しを含め、職員全員の勤務環境改善を進めるとともに、労働法制の遵守の徹底を図る。 【1-(3) 働き方改革への適切な対応】
医療の高度化や各種施策を踏まえながら、人件費比率と委託費比率にも留意しつつ、適正な人員配置に努めること	医療の高度化や各種施策への対応を踏まえながら、人件費比率と委託費比率にも留意しつつ、業務の量と質に応じた病院運営に適正な人員配置に努める。 【2-(1) 人件費と委託費の適正な水準の確保】
医薬品や医療機器の共同購入について、これまでもNC、JCHO、労働者健康安全機構と連携の上で実施しているが、これまでの効果を検証し、より効率的な調達に努めること	医薬品や医療機器等の共同購入を引き続き実施するとともに、これまでの効果を検証しつつ、より効果的な調達方法を検討する。 【2-(2) 経費の節減】

## 第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

中期目標の内容	中期計画の内容
<p>これらの取組により、中期目標期間を通じた損益計算において機構全体として経常収支率を100%以上とすること</p>	<p>経営改善の取組等により収支相償の経営を目指すこととし、中期目標期間の5年間を通じた損益計算において、国立病院機構全体として経常収支率100%以上とすることを目指す。 【2 効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築】</p>

### 第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

中期目標の内容	中期計画の内容
<p>「業務運営の効率化に関する事項」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図り、前中期目標期間の繰越欠損金の早期解消に努めること</p>	<p>「業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図り、繰越欠損金を前中期計画期間の最終年度比で●%削減(P)するように努める。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 予算(P)</li><li>・ 収支計画(P)</li><li>・ 資金計画(P)</li><li>・ 短期借入金の限度額(P)</li></ul> <p>【1 予算、収支計画及び資金計画】 【2 短期借入金の限度額】</p>
<p>長期借入金の元利償還を確実に行うこと</p>	<p>長期借入金の元利償還を確実に行う。 【1 予算、収支計画及び資金計画】</p>

# 第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

中期目標の内容	中期計画の内容
<p>医療従事者を適切に配置する一方、技能職についてアウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図る。また、必要な人材の育成や能力開発に努めるとともに、多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築すること</p>	<p>医療従事者数について、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する一方、技能職についてはアウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図る。また有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施するとともに、多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築する。</p> <p>【1 人事に関する計画】</p>
<p>内部監査、各病院におけるリスク管理の取組を推進するとともに、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組むこと</p>	<p>内部統制の更なる充実・強化を図るため、内部監査のほか、各病院におけるリスク管理の取組を推進するとともに、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組む。</p> <p>【4 内部統制や外部監査等の充実】</p>
<p>政府統一基準に基づき定める機構の情報セキュリティポリシーを引き続き遵守するとともに、職員の対応能力の向上に資する取組を実施するなど、我が国の医療分野の情報セキュリティ強化に貢献すること</p>	<p>引き続き政府統一基準に基づき定める機構の情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、職員の情報セキュリティ対応能力の向上を図りつつ、さらに、機構の情報セキュリティに関する知見を他の医療機関にも共有することで、我が国の医療分野のセキュリティ強化に貢献する。</p> <p>【5 情報セキュリティ対策の強化】</p>
<p>機構及び各病院の役割等について、広く国民の理解が得られるよう積極的に広報に努めること</p>	<p>機構及び各病院の使命や役割・業務等について、広く国民の理解が得られるようホームページの見直しやSNSの活用方法の検討など、引き続き積極的な広報・情報発信に努める。</p> <p>【6 広報に関する事項】</p>